竹田市地方創生推進会議設置要綱

（設置）

第１条　少子高齢社会の進展に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって内に豊かに外に名高い活力ある地域を持続するため、まち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号）第１０条の規定に基づき、竹田市版総合戦略を実行するにあたり、幅広い意見を反映させるための竹田市地方創生推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　会議は、前条の目的を達成するため、次に揚げる事項を協議する。

（１）　竹田市における総合戦略等に係る方向性等に関すること。

（２）　それぞれの立場から地方創生を実現するための取り組みの推進に関すること。

（３）　地方創生に向けた機運醸成に関すること。

（４）　その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　会議の委員は、市内各種団体及び有識者のうちから市長が委嘱する。

２　会議に会長及び副会長を置く。

３　会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

４　会長は、会議の会務を総理する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任することができる。

（会議）

第５条　会議は市長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、必要があると認めるときは、委員以外のものの出席を求め、その意見を聴取することができる。

（アドバイザー）

第６条　会議にアドバイザーを置くことができる。

２　アドバイザーは、会長の命を受け、会議の審議を助ける。

（事務局）

第７条　会議の事務局は、まち未来推進課に置く。

２　事務局は、会議の庶務全般に関して執り行う。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２７年５月１１日から施行する。

この要綱は、平成２９年６月１日から施行する。

この要綱は、令和元年７月２３日から施行する。

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。